

野焼きは禁止です！

農地や空き地等の野外で家庭ごみ等を焼却することは、ダイオキシン類等の有害物質を発生させ、人体へ悪影響を及ぼすため、廃棄物処理法で禁止されています。さらに、平成14年12月1日から小型焼却炉も使用禁止とされています。

違反した場合は、5年以下の懲役、1000万円以下の罰金が科せられる場合があります。

ただし、以下の場合は例外規定として認められています。

- (1) 廃棄物処理基準に従って行う場合(焼却施設での焼却等)
- (2) 自然災害の予防、応急対策、復旧のための必要な焼却
- (3) 風俗習慣上や宗教上の行事(とんどさん等)
- (4) 農業等でやむを得ずにする焼却(焼き畑、下枝の焼却等)
- (5) 日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却(落ち葉焼等)

※例外行為の場合でも、煙や臭いで近隣にお住まいの方に迷惑を及ぼす行為は、行政指導の対象となります。また、火災防止のため消火するまでは、そばを離れることが無いようにしてください。

このようなごみの焼却はできません！



ドラム缶



ブロック積み



野焼き

ご協力をよろしくお願いいたします！